

東京都北区

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

1 県又は政令市の基礎情報

東京都北区



位置と面積

・北区は東京都の北部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区ならびに隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接している。

・東西に狭く、南北に長いという細長い形状で、面積は20.61平方キロメートルである。

人口・世帯数（平成31年4月1日現在）

・人口 352,289 ・世帯数 197,385

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（H31年4月時点）	1	か所	
市町村数（H31年4月時点）	1	市町村	
人口（H31年4月時点）	352,289	人	
精神科病院の数（H30年4月時点）	2	病院	
精神科病床数（H30年4月時点）	202	床	
入院精神障害者数 （H29年6月時点）	合計	52 人	
	3か月未満（％：構成割合）	0 人 0.0 %	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	0 人 0.0 %	
	1年以上（％：構成割合）	52 人	
		100.0 %	
	うち65歳未満	24 人	
うち65歳以上	28 人		
退院率（H●年●月時点）	入院後3か月時点	%	
	入院後6か月時点	%	
	入院後1年時点	%	
相談支援事業所数 （H31年4月時点）	基幹相談支援センター数	0 か所	
	一般相談支援事業所数	7 か所	
	特定相談支援事業所数	16 か所	
保健所数（H31年4月時点）	3	か所	
（自立支援）協議会の開催頻度（H30年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2 回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（H31年4月時点）	都道府県	有・無	か所
	障害保健福祉圏域	有・無	か所/障害圏域数
	市町村	無 0 / 1	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

・北区では、平成30年3月に策定した「第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画」に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、北区地域精神保健医療福祉連絡協議会において協議するとし、成果目標の一つに位置付けている。

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・北区地域精神保健医療福祉連絡協議会において協議する。

2. 広域的な支援事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

・精神障害者に対する地域医療及び地域ケアの充実と地域住民のこころの健康の保持増進を図るとともに、区における地域精神保健医療福祉活動を総合的かつ体系的に推進する。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- ・障害の種別や程度にかかわらず、誰もが地域社会の一員として自立し安心して暮らすために、退院可能な精神障害者が生活の場を地域に移し、社会的入院を解消することは、今日の大きな課題である。
- ・特に、長期入院している精神障害者の地域移行に当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界がある。区を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。区は、東京都と協力しながら、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。
- ・退院や地域での生活を支援するため、入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行ったり、地域で暮らす障害者に対する24時間体制の連絡相談等のサポート等が必要である。こうした取組を地域ぐるみで実施することを支えるため、今後、国は拠点機能の整備を行うことが求められている。
- ・このため、北区では、既存の北区地域精神保健医療福祉連絡協議会を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、協議を行うこととしている。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜平成30年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
①北区地域精神保健医療福祉連絡協議会の開催数	1	0	実効的な協議の場とするため、協議の場のあり方について検討を行った。
②基幹相談支援センターの設置	設置に向けた検討	設置に向けた検討	令和2年度末までの設置を目指して、自立支援協議会専門部会において検討を行った。
③地域生活支援拠点等の整備	整備に向けた検討	整備に向けた検討	基幹相談支援センターを設置することで、地域生活支援拠点等の機能を強化することができると考えている。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

地域に根差した精神障害者の支援団体が複数あり、支援や協力が得られやすい。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
基幹相談支援センターが無いこと。	令和2年度末までの設置を目指して、自立支援協議会専門部会において検討をう。	行政	相談支援体制の充実、関係機関との連携強化
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係者が連携し、地域の中で支える
地域における精神障害者への緊急時の資源等が無いこと	区内外のサービス事業者と連携を図るとともに、短期入所施設への補助を継続し、緊急一時保護枠を確保するなど、サービスの充実を図る。	行政	福祉施設の整備、サービスの充実
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係者が連携し、地域の中で支える

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和元年度末)	見込んでいる成果・効果
①協議会開催数	0回	1回	協議の場において課題を共有し、連携を図る。
②基幹相談支援センターの設置	検討	検討	委託相談支援事業の再編も含め検討を行う。
③地域生活支援拠点等の整備	検討	検討	地域生活支援拠点等のあり方の検討を行う。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール（予定）

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R1年6月頃	基幹相談支援センターの設置に向けた検討	自立支援協議会専門部会において引き続き検討を行う。また、予算化に向けた庁内・関係機関の検討を開始する。
R1年10月頃	地域生活支援拠点等の整備に向けた検討	令和2年度末までの整備を前提に、同時期までの設置を目指す基幹相談支援センターと並行して、地域生活支援拠点等のあり方や必要な機能の強化について、検討を開始する。
随時	多様な生活の場の整備	短期入所・グループホーム等の多様な生活の場の整備により、常時の緊急受入体制等の確保を行う。更に、自立支援協議会等を活用しながら、区内支援者の協力体制の確保や、社会資源の連携促進を行い、障害者の生活を地域全体で支える体制の構築を図る。
R1年度末まで	協議会の開催	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健、医療、福祉関係者による協議会において課題を共有し、連携を図る。